

## 贈与税の計算方法等の概要

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②のケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① **暦年課税** を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ② **相続時精算課税** を適用するとき

相続時精算課税を適用できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・贈与者 → 60歳以上の者(父母や祖父母など)
- ・受贈者 → 18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫

※ これらの要件は、特例により緩和される場合があります。詳しくは36ページをご覧ください。

なお、過去の年分で相続時精算課税を選択している場合、その選択に係る贈与者から贈与を受けた財産については「**相続時精算課税**」が適用されます(「**暦年課税**」の適用はできません。)

### 相続時精算課税を

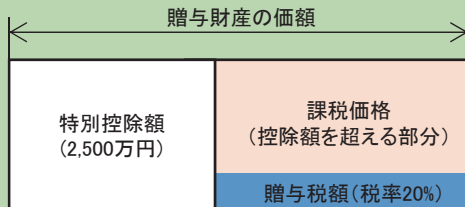
適用する

適用しない

#### 相続時精算課税

#### 暦年課税

#### 【 贈与税 】



- ① 贈与財産の価額から控除する金額  
**特別控除額 2,500万円**  
前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。
- ② 税率  
特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**を適用して計算します。

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て「相続時精算課税」が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

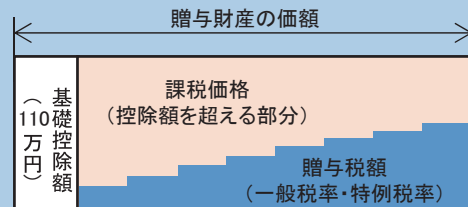
#### 相続時に精算

#### 【 相続税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、**相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算**して相続税額を計算します。その際、既に納付した贈与税相当額を相続税額から控除します。

なお、控除しきれない金額は還付されません。

#### 【 贈与税 】



- ① 贈与財産の価額から控除する金額  
**基礎控除額 毎年110万円**
- ② 税率  
基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、「**一般税率**」又は「**特例税率**」を適用して計算します。

※ 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において、18歳以上である場合には、「特例税率」を適用して計算します。  
これらの税率を適用した贈与税額の計算方法など、詳しくは33ページ以降をご覧ください。

#### 【 相続税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は加算しなければなりません。その際、既に納付した贈与税相当額を相続税額から控除します。

なお、控除しきれない金額は還付されません。

#### お知らせ

令和6年1月1日以後の贈与から、相続時精算課税の計算方法などが変わります。改正の概要については、44、45ページをご覧ください。